

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 請負業務名 大分森林管理署庁舎等清掃請負業務
- (2) 契約内容等 請負契約書(案)・作業内訳書・仕様書による。
- (3) 契約期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日
- (4) 履行場所 大分市王子北町3-46 大分森林管理署

2. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25・26・27年度競争参加者資格者名簿(全省庁統一資格)において「役務の提供等」に登録されている者であって営業品目「建物管理等各種保守管理」に登録されている者であること。
- (3) 平成25～27年度において、日常清掃契約実績がある事業者であって、その実績を証明出来る者であること。
なお、契約実績証明書(契約書の写し)及び、2(2)の「資格審査結果通知書」写しを平成28年3月23日午後4時までに大分森林管理署総務グループに提出すること。
- (4) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3. 入札方法

- (1) 上記1.の請負業務を入札に付する。
- (2) 契約金額は、落札者の入札書に記載された金額に消費税相当額(入札書に記載された金額の8%。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を加算した金額とするので、入札に当たっては、消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 郵便入札(書留又は配達証明郵便に限る)は平成28年3月24日午後4時までに大分森林管理署総務グループに必着すること。

4. 契約条項を示す場所及び日時(入札説明書、入札注意書、仕様書及び契約書案等)

- (1) 場所 大分森林管理署 総務グループ
- (2) 日時 平成28年3月10日～平成28年3月24日
(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。)
午前9時～午後4時

5. 入札、開札の場所及び日時

- (1) 場所 大分森林管理署 入札室
- (2) 日時 平成28年3月25日 午前11時00分

6. 入札の無効

本公示に示した競争参加に必要な資格のない者に行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8. 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であって、予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

9. 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、予算成立後の平成28年4月1日以降に契約書を作成するものとする。

10. その他

本公告に記載なき事項は、入札説明書による。

以上公告する。

平成28年3月9日

分任支出負担行為担当官

大分森林管理署長 川畑 宏二

※お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、九州森林管理局のホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koubo/index.html>) をご覧下さい。

(給付の方法)

第3条 乙は、別紙作業仕様書に基づいて清掃作業を行うものとする。ただし、特に必要と認めて甲（甲の命じた職員を含む、以下同じ）が指示した場合はこれに従わなければならない。

(甲の指示)

第4条 乙は、この契約の履行について疑義を生じたときは甲の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約に属する権利もしくは義務を甲の書面による承諾を得ないで第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(検査)

第6条 乙は、この契約に基づく1ヶ月の給付を完了したときは、別に定める清掃作業実施表に記入し甲の検査を受けるものとする。

2 検査に不合格の場合は直ちに甲の指示により手直しを行い再度検査を受けるものとする。

(履行を怠った場合)

第7条 乙が第3条に定める給付を怠ったときは、違約金として甲が指示した期限の翌日から給付を完了した日までの日数に応じ、請負金月割額に対し年5.00%の割合で計算した金額を甲に支払うものとする。

(施設の使用)

第8条 乙がこの契約の履行上必要な器具置場および作業員の休憩室は、甲の指定した施設を使用することができる。

(電気、水道料等の負担)

第9条 乙が、清掃作業のため必要とする電気、水道およびガス等の使用料金は甲の負担とする。

(施設、物品保全の義務)

第10条 乙は、この作業の実施にあたり甲の建物、工作物および物品等（以下「建物等」という）を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。

(損害賠償)

第11条 乙（乙の使用人を含む）は、不可抗力及び乙の責に帰さない場合を除き、建物等を破損または滅失した場合は、甲の認定するところによりその損害を弁償するものとする。

(作業員)

第12条 作業員は身元確実なものであって、素行上いかがわしい者を使用してはなら

ない。

(作業主任者の選定)

第13条 乙は、作業主任者を選定しその氏名を甲に通知するとともに作業員名簿を作成し、甲に提出するものとする。異動があった場合も同様とする。

2 作業主任者は甲の指示に従い作業員の指揮監督、清掃作業実施表の記入、その他清掃に伴う一切の事項を処理しなければならない。

(請負代金の支払)

第14条 請負代金は、月割額をもって毎月第6条の検査に合格した後、適法な支払請求書を甲に提出して支払いを受けるものとする。

2 甲は、前項の支払請求書を受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。

3 甲が前項の期間内に代金を支払わないときは、期間満了の翌日から支払った日までの日数に応じ、当該代金に対し年2.90%の割合をもって計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。

ただし、100円未満の端数は切捨て、総額が100円未満の場合は支払いを要しない。

(再委託の制限)

第15条 乙は、この契約達成のため、一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。

3 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

4 乙は、契約達成のため、再々委託又は再々請負(再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む以下同じ。)を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第1項の承認の後、速やかに甲に届出なければならない。

5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。

6 甲は、第2項又は第4項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が第3条に規定する委託費の限度額50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として前各項の規定は、適用しない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第16条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することが出来る。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第17条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は、同法66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の

100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（契約解除）

第18条 次の各号の一に該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。

この場合乙は違約金として請負代金の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により契約上の義務を履行せずまたは履行する見込みがないと甲が認めたとき
 - (2) この契約に関し乙が不正行為をしたと甲が認めたとき。
- 2 乙は、甲の責に帰する理由により契約の履行が困難となったときは、この契約を解除することができる。この場合乙に損害があるときは甲はこれを弁償するものとし、弁償の額は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（債権債務の相殺）

第19条 この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、甲の支払うべき債務と相殺することができる。

（契約外の事項）

第20条 この契約書に定めていない事項については必要に応じ甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第21条 この契約について紛争が生じたときは第三者の斡旋により解決するものとする。

（暴力団排除に関する特約条項）

第22条 別紙のとおり

清掃作業仕様書

第1 総則

第1条 作業を実施する時は、職員の執務を妨げないようにすること。

就労時間は7時30分から9時30分と16時から18時の1日2回とする。

第2条 作業にあたり、備品及び机上に文書等がある場合は、みだりに移動したり破棄汚染させないように特に注意すること。

第3条 庁舎戸締まりのため窓ガラス、庁舎出入口、門扉の施錠は十分確認し、盗難防止に留意すると共に鍵は請負人において善良な管理者としての注意を持って保管すること。

第2 常時清掃作業

第4条 庁舎内の床は、毎日塵及び埃を除去すること。

第5条 机等は、毎日水切りのより雑巾等で拭き上げること。

第6条 足ふきマットは、水洗い等を行い、常に清潔にしておくこと。

第7条 便所の床面、便器及び洗面器については、洗剤で丁寧に洗浄し、汚物及び付着物は薬品等で除去すること。

第8条 塵芥及び紙屑については、指定の場所に集めること。

第9条 灰皿は、執務時間前に喫煙室に配置し、後片づけは、執務時間後、水洗いのうえ所定の場所に格納すること。

なお、予備を準備しておくこと。

第10条 湯茶器、湯沸器、茶棚及び炊事場は、特に清潔に保持すること。なお、食器類を取り扱う際は、常に身体の保健衛生に留意し清潔にすること。

第11条 炊事場における湯沸器は、火気取扱に万全を期し、終業時には元栓を閉め必ず確認すること。

第12条 茶器類は毎日夕方机上より取り集め、洗剤または熱湯で消毒して清潔な布で拭きあげ所定の場所に納めること。

第13条 構内は塵芥の除去等、清掃を行い環境整備に努めること。

第3 定期清掃作業

第14条 庁舎の床磨きは、机及び小さいキャビネットを移動のうえ土埃を除去したあと水性（油性）ワックスを塗布して磨き上げること。

第15条 窓ガラス拭きは、窓ガラス用洗剤を使用し、乾布等で丁寧に拭き上げること。

第16条 野外は、除草塵芥の除去排水作業を行い、環境整備をはかること。

第17条 定期作業は、土曜日又は日曜日に実施すること。

第4 雑役務作業

第18条 冷暖房に必要な作業及び会議入札等開催に伴う設営作業を行うこと。

第19条 その他、甲の指示する軽作業に従事すること。

第5 その他

第20条 作業に使用した器材は、作業終了後所定の場所に格納すること。

第21条 作業にあたり不明な点、もしくは異常を認めるときは、甲に報告し、その指示に従うものとする。

作業内訳書

日常作業

場 所	作 業 内 容	備 考
署長室、事務室、入札室 会議室、休養室、更衣室 喫煙室、廊 下	床清掃、灰皿、塵処理 机等雑巾掛け、窓ブラインド 加湿器の水の補給	建面積 631㎡
炊事場	床清掃、流し台洗浄	
便 所	床清掃、便器清掃、洗面器清掃	
玄 関	マット清掃、拭き掃除	
コンクリート土間	清掃	
湯茶器場	茶器、湯呑、灰皿洗浄	
庁 舎	施錠、戸締り、雑役務	
構 内	環境整備、雑役務	

定期作業

場 所	作 業 内 容	備 考
署長室、事務室、入札室 会議室、休養室、更衣室 喫煙室廊下	床清掃・床ワックス塗布 窓ガラス拭き	年2回 年1回
屋 外 (車両進入路を含む)	除草、塵芥の除去	年2回

清 掃 月 別 日 数

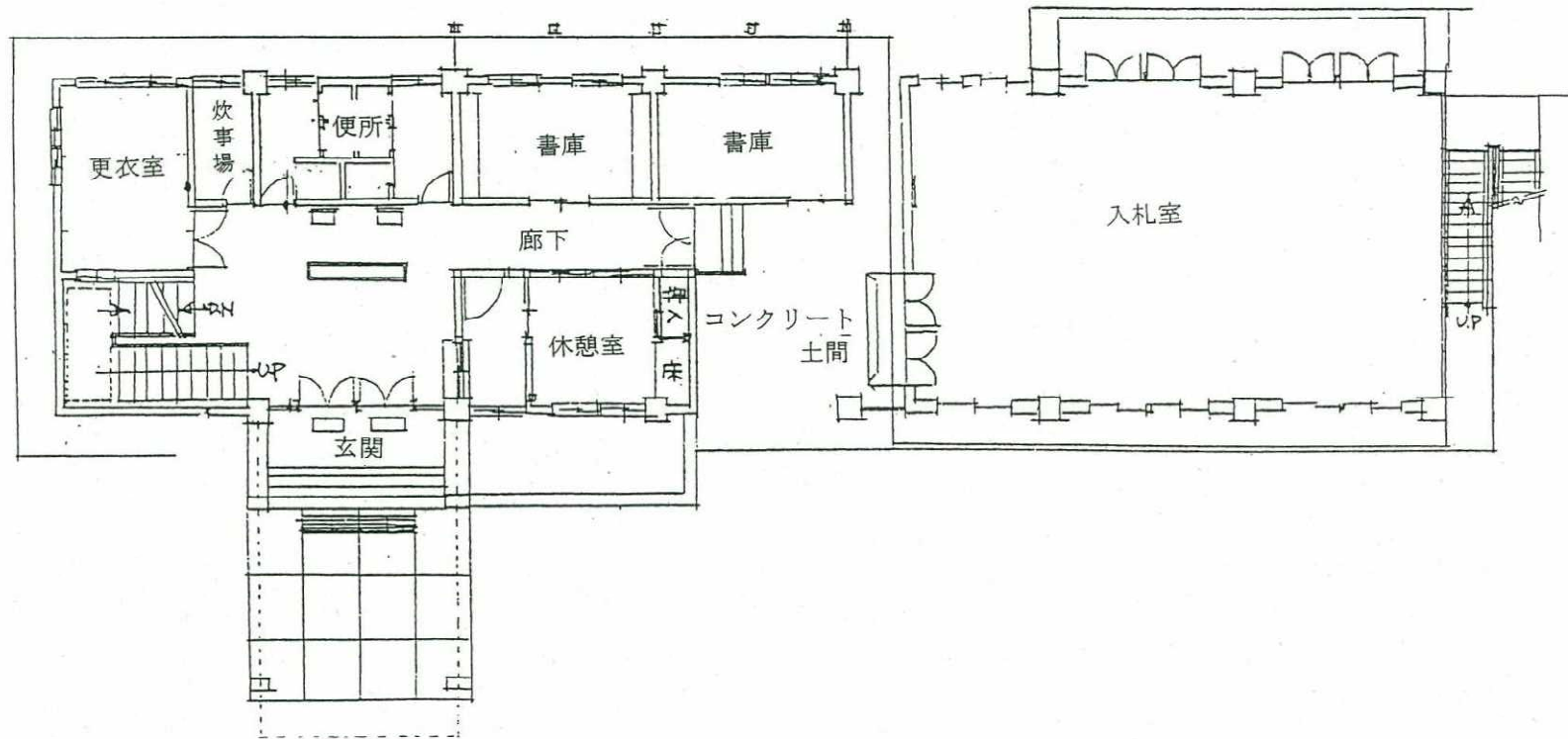
平成 2 8 年 度

月 別	日 常 作 業 (日 数)	定 期 作 業 (回 数)	備 考
4	2 0		
5	1 9	1	床清掃・床ワックス塗布
6	2 2	1	屋外（除草）作業
7	2 0		
8	2 2		
9	2 0		
1 0	2 0	1	屋外（除草）作業
1 1	2 0		
1 2	1 9	1 1	床清掃・床ワックス塗布 窓ガラス拭き
1	1 9		
2	2 0		
3	2 2		
計	2 4 3	5	

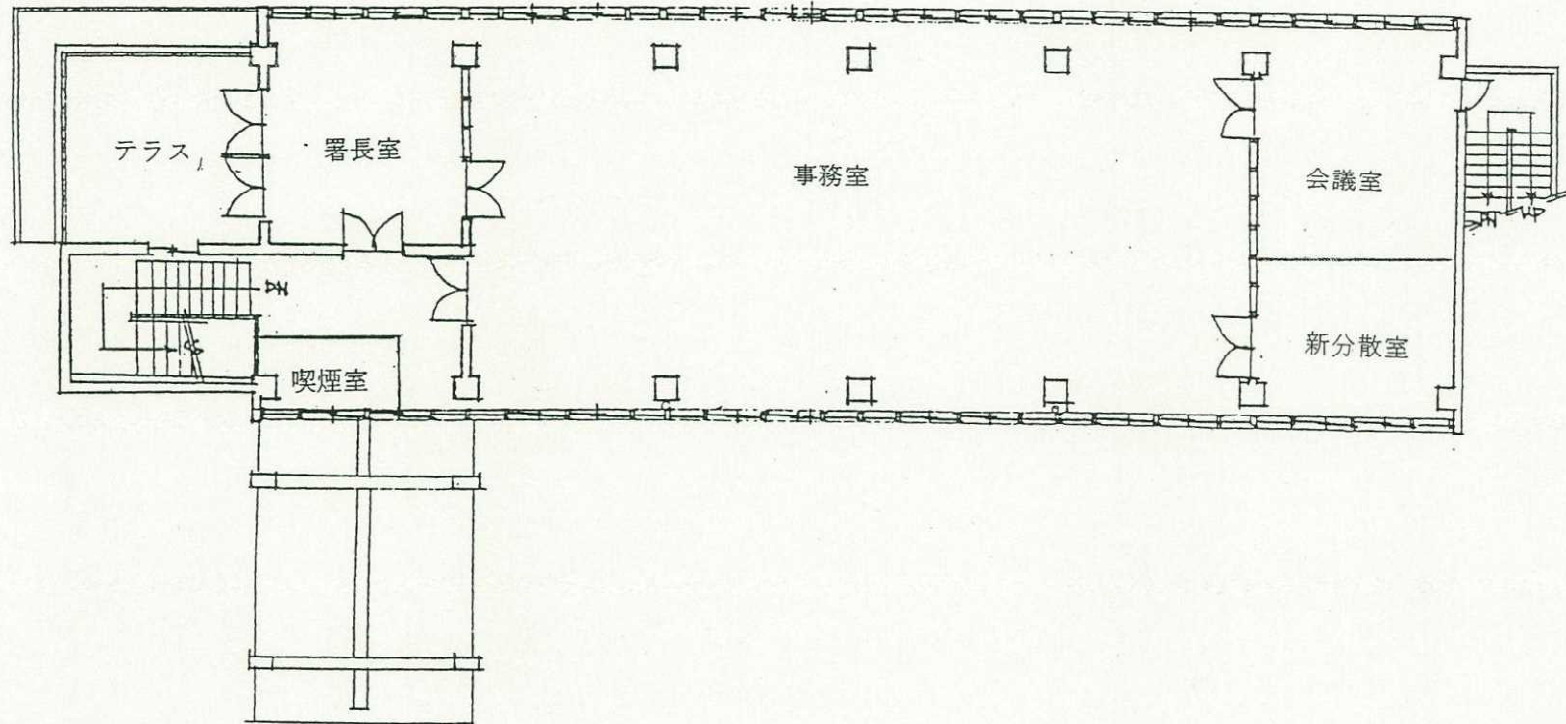
日常作業は土曜日、日曜日、祝日を除く

定期作業は、土曜日または日曜日の指定された日に行う。また、12月期の定期作業は、29・30・31日を除くこととする。

大分森林管理署庁舎一階平面図



大分森林管理署庁舎二階平面図



暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ

等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年 4月 日

発注者（甲） 住 所 大分市王子北町3-46
氏 名 分任支出負担行為担当官
大分森林管理署長 川畑 宏二 印

受注者（乙） 住 所
氏 名

印

（注）請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。